

第 8 期介護保険事業計画における
介護人材確保対策の取組

1 多様な介護人材の確保対策の実施

- ・介護に関心がある人や元気高齢者と介護人材不足の課題を抱える事業所とのマッチングを実施。

2 介護の入門的研修の実施

- ・介護人材のすそ野を広げるため、日常に役立つ介護の知識や介護現場に必要な基本的な知識、技能を学ぶ研修会を実施。

3 離職防止に向けた取組の実施

- ・事業者、従業員の相談窓口として、専門機関が実施している雇用管理コンサルタントや専門職によるヘルスカウンセラー、セミナー等の事業を市内事業所に広く周知し、積極的な活用を図る。

4 介護職場の認知度向上に向けた取組の実施

- ・事業所の紹介や従業員のやりがい、介護の魅力等について広報等を活用して発信。

5 介護分野の文書に係る負担軽減に向けた取組の実施

- ・個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化・標準化
- ・効率化につながる可能性のあるICT等の活用を行い、文書に係る負担軽減を図る。また、国から示される様式等も活用し、介護現場の業務効率化を図る。

1 多様な介護人材の確保対策の実施

- 介護職場において、専門的な知識・経験を要する「介護専門業務」とそれ以外の「介護周辺業務」に切り分け、「介護周辺業務」に従事する介護助手『介護お助け隊』（以下、『介護お助け隊』という。）の配置を促進し、介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保できるようにサービスの業務効率化を進めて、介護人材の確保、定着を図ります。
- また、現在の人生100年時代に、高齢者が元気に活躍し続けられる地域、高齢者になっても安心して暮らすことのできる地域を目指し、元気高齢者が介護助手として働くことを促進します。

益田市介護助手『介護お助け隊』事業

住み慣れた地域の介護事業所で働いてみませんか？

『介護お助け隊』募集!!

こんなお方を求めています!!

元気で働ける間はもっと働きたい!	介護のことを勉強したい!	誰かの役に立つことをしたい!
------------------	--------------	----------------

こんな効果が期待されます!!

働きながら介護のことが学べる	働くことで生きがいができる!	介護予防につながり、自分も元気でいられる!
----------------	----------------	-----------------------



登録をご希望の方は下記までお問い合わせください。

TEL 31-0218 FAX 24-0181

益田市福祉環境部 高齢者福祉課



対象 益田市在住の方

業務 介護事業所での周辺業務
(部屋の掃除、食事の片づけ、利用者の話し相手など)

時間 短時間勤務も可能
(午前のみ・午後のみ・決まった曜日のみ勤務など)

介護周辺業務	介護専門業務
<p>「介護お助け隊」が担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 部屋の掃除 食事の片付け 利用者の話し相手 レクの手伝い など  <p>介護お助け隊</p>	<p>「介護職員」が担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事介助、入浴介助などの身体介護 その他専門的な知識・経験を要する業務 など  <p>介護事業所の介護職員</p>

こんなお方も登録できます!!

無資格	未経験	短時間勤務
-----	-----	-------

登録～就労までの流れ

登録方法	<ul style="list-style-type: none"> 市高齢者福祉課に「介護お助け隊」の登録用紙を提出 提出時に簡単な面接実施
マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 登録者と介護事業所のマッチングを実施 マッチングの結果、内容が合致した場合、3者で面談（登録者・事業所・市高齢者福祉課）
就労開始	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所と登録者の両者で合意後、雇用契約・就労開始

事業の流れ

1 介護お助け隊の登録	『介護お助け隊』の登録希望者は、「介護お助け隊登録書」（様式1）を市高齢者福祉課に提出する。
2 介護お助け隊利用の申請	『介護お助け隊』の利用を希望する介護事業所（以下、「介護事業所」という。）は「介護お助け隊利用申請書」（様式2）を市高齢者福祉課に提出する。
3 マッチング	市高齢者福祉課は、提出された様式1、様式2を照合し内容が合致した場合、『介護お助け隊』登録者（以下、「登録者」という。）、介護事業所及び市高齢者福祉課で3者面談を実施する。
4 雇用手続	登録者と介護事業所の両者の合意が得られた場合、介護事業所は様式3、様式4により登録者に具体的な業務を説明し、雇用手続を行う。
5 ヒアリング	実際に就労が始まったら、就労1か月後及び必要な時期に市高齢者福祉課は登録者と介護事業所の両者にヒアリングを実施する。

様式 1

益田市『介護お助け隊』登録書

申込日 年 月 日

ふりがな		性別		写真貼付 たて 4 cm よこ 3 cm		
氏名						
生年月日	年 月 日生 (歳)					
年齢	歳					
住所	〒 -					
連絡先	電話	-				
	F A X	-				
	携帯電話	-	-			
	E-mail		@			
希望の連絡手段 ①電話 ②F A X ③携帯電話 ④メール						
勤務希望地域	その他の希望事項		取得資格及び特技等			
1. (地区)	※介護事業所でどのようなことをしたいですか。		※介護関係に限らず、お持ちの資格等を記入してください。(普通自動車免許等)			
2. (地区)						
3. (地区)						
4. 市内どこでも可						
勤務可能開始日・終了日						
	年 月 日 から					
	年 月 日 まで					
希望勤務事業所		希望理由				
1						
2						
3						
希望勤務時間 (希望する曜日・時間に○をお願いします)						
月	火	水	木	金	土	日
午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前
午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間
【備考】						

様式 1

年	月	履歴欄 (最終学校卒業以降の経歴を記入のこと)	
		高校	科卒業

この登録は、介護事業所とのマッチングに必要なものですが、登録しても仕事を約束するものではありません。
 介護事業所に必要な人材が発生した場合に声をかけさせていただきます。
 また、介護事業所とのマッチングが必要な場合に、この情報を介護事業所に提供することに同意します。

年 月 日 氏名 印

※本登録は、その年度内に限り有効であることから、その年度を超えて登録を継続しようとする場合は、年度ごとに申請が必要となります。

様式 2

益田市『介護お助け隊』利用申請書

申込日 年 月 日

事業所	名称					
	所在地	〒 -				
	管理者					
	担当者					
連絡先	電話	-				
	F A X	-				
	E-mail	@				
利用希望開始日・終了日	希望依頼業務	希望人材				
年 月 日 から 年 月 日 まで	※介護事業所でどのような内容を依頼したいですか。	※必要資格があれば記入してください。				
【備考】						
利用希望時間（希望する曜日・時間帯に○、合わせて詳細時間をご記入をお願いします）						
月	火	水	木	金	土	日
午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)
午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)
夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)
【備考】						

様式 2

希望依頼業務の具体的内容

午前				
午後				
夜間				

<記入例>

	食事	入浴	その他
午	テーブル拭き・配膳	風呂掃除	ゴミ回収
前	飲物準備	入浴前後の衣類準備	ベッド・シーツ交換
前	食事の見守り		利用者の話し相手
午	エプロン洗濯・準備	浴室への誘導	利用者の見守り
後	食堂への誘導	髪を乾かす	レクリエーション準備・手伝い
後	下膳		趣味活動の手伝い

※本申請書は、その年度内に限り有効であることから、その年度を超えて申請を継続しようとする場合は、年度ごとに申請が必要となります。

様式 3

介護お助け隊利用事業所チェックリスト

項目	取組	具体的な内容
1 受入体制	事業所全体で「介護お助け隊」の受入について、同意しており、受入体制を整備している。	
2 業務の切り出し	業務の切り出しを行い、「介護お助け隊」に依頼する業務が明確になっている。	
3 事業所内での情報共有	業務の切り出しについては、事業所全体で共有しながら決定している。	
4 担当者の決定	「介護お助け隊」に依頼する業務、事業所等について、説明・教育する体制が整備されている。	
5 OJT研修による育成	実際の業務を通じて、「介護お助け隊」に業務内容を指導する体制が整備されている。	
6 支援体制の整備	「介護お助け隊」が困った時に相談できる体制が整備されている。	
7 業務の振り返り	「介護お助け隊」の業務について、気になる点や改善点を確認し、共有する機会を設けている。	
8 定期的な面談	事業所の管理職と「介護お助け隊」が定期的に面談し、困っていること、今後の対策などを確認している。	

様式 4

「介護お助け隊」業務スケジュール

※介護お助け隊が分かり易いように詳しく記載してください。

時間	業務内容	特記事項

事業の流れ

①『介護お助け隊』登録希望者、『介護お助け隊』利用事業所はそれぞれの様式に必要事項を記入し、市高齢者福祉課に提出。

【介護お助け隊登録】

様式1



ゆず吉66歳

(元気高齢者、介護資格なし。母親の介護経験あり。)

登
録

【介護お助け隊利用申請】

様式2



はまぐりデイサービス

(介護人材が不足している介護事業所)

申
請

②提出された様式1、様式2を照合しマッチング。

様式1

様式2



**益田市役所
高齢者福祉課**

様式1

様式2



③マッチングの結果、内容が合致した場合、登録者・介護事業所・市高齢者福祉課の3者面談実施。



④登録者と介護事業所の両者の合意が得られた場合、雇用手续を行う。



ゆず吉66歳

介護の周辺業務

「**介護お助け隊**」が担当
部屋の掃除、食事の片付け、利用者
の話し相手、レクの手伝い等



はまぐりテイサービス

介護の専門業務

「**介護職員**」が担当
食事介助、入浴介助などの身体介
護、専門的な知識等を要する業務

介護お助け隊の利用について

この事業は、介護に関心がある方、子育てが一段落された方、退職された方など年齢制限を設けていませんが、元気高齢者の登録を歓迎しています。

1日3時間程度、週3日程度の就労などが標準になってくると思われる。

人員配置が少ない時間帯、食事の準備、片付け等で人員配置を増やしたい時間帯に介護お助け隊を配置するなど、介護職員が行う専門業務と介護お助け隊が行う周辺業務とを整理し、切り分けることによって、業務の効率化が期待できます。

介護お助け隊利用対象となる事業所

- **【施設サービス】**
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- **【居宅サービス】**
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護、
- **【地域密着型サービス】**
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小
規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護
老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

2 介護の入門的研修の実施

介護人材のすそ野を広げ、福祉・介護サービス事業や地域活動を支える人材を育成することを目的として、日常に役立つ介護の知識や介護職として必要な基本的な介護の知識や技術の実践手法等を学びます。

【具体的な内容】

- ・ 介護に関する基礎知識（介護保険制度の概要等）
- ・ 介護の基本（介護における安全、安楽なからだの動かし方等）
- ・ 認知症の理解（認知症を取り巻く状況、認知症の基礎と健康等）
- ・ 基本的な介護の方法（介護職の役割や介護の専門性、生活支援技術の基本等）

【研修時間】

- ・ 3日間 21時間

3 離職防止に向けた取組の実施

松江市に所在する「公益財団法人 介護労働安定センター 島根支部」では、介護労働サービスインストラクター等が、介護事業所を対象に、雇用管理の改善等についての相談援助や、専門職（医師・看護師等）によるヘルスカウンセラー、セミナー等の事業を実施しています。

これらの事業を積極的に活用していただくため、当該センターの情報について、随時、情報発信します。

※当該センターは、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上及び介護労働者の適正な需給調整のための援助を行い介護労働者の雇用の安定と福祉の増進を図ることを目的に設立されています。

業務概要

(令和2年度事業実績)



松江市・島志園「花界牡丹」

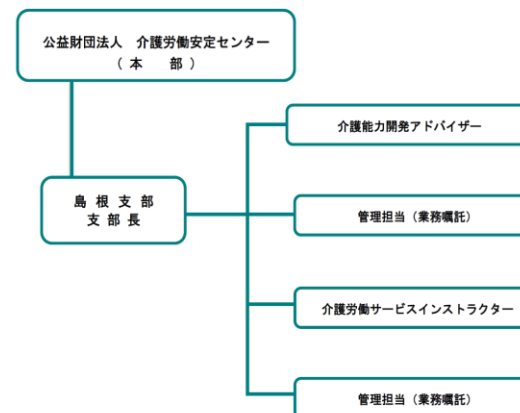


公益財団法人 介護労働安定センター
島根支部

I 沿革

名称	公益財団法人 介護労働安定センター 島根支部
所在地	島根県松江市朝日町498 松江センタービル9F
設立年月日	平成5年4月1日
設立の目的	高齢社会への急速な進展にともない、介護業務に従事する労働者の大幅な需要が見込まれることから、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上及び介護労働者の適正な需給調整のための援助を行い介護労働者の雇用の安定と福祉の増進を図ることを目的としている。
経緯	<p>平成4年4月1日 労働省所管の公益法人として、財団法人 介護労働安定センター設立</p> <p>平成4年7月1日 「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成4年法律第63号)の施行により労働大臣の指定の法人となる</p> <p>平成5年4月1日 島根支部設立、事務所を島根県母衣町55-4 松江商工会議所ビル5階に置く</p> <p>平成8年6月1日 事務所を島根県松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階に移転</p> <p>平成22年5月31日 事務所を島根県松江市朝日町498 松江センタービル9階に移転</p> <p>平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人に移行</p>

II 組織



③ ヘルスカウンセラーによる相談援助件数

○ 実施状況

区 分	実施回数	相談時間数	事業所数	参加人数
個別相談援助	7 回	14.0H	6 所	—
*集団型相談援助	10 回	20.0H	14 所	199 名

*集団型相談援助の実施状況（無料セミナー）

実施日時	実施会場・地域	内 容	講 師	参加数
4月9日(木) 18:30~20:30	事業所 松江市	職員のメンタル研修で 離職を防ぐ	ヘルスカウンセラー	26 名
9月23日(水) 18:00~20:00	事業所 出雲市	やる気を引き出す メンタルケア	ヘルスカウンセラー	23 名
9月24日(木) 18:00~20:00	事業所 飯石郡	同僚と進める 精神的健康確保方法	ヘルスカウンセラー	33 名
10月14日(水) 17:30~19:30	事業所 出雲市	メンタルケア研修	ヘルスカウンセラー	19 名
10月16日(金) 10:00~12:00	いきいきプラザ島根 松江市	ケアマネの気づきを 共有化する方法	ヘルスカウンセラー	18 名
10月21日(水) 17:30~19:30	事業所 出雲市	メンタルケア研修	ヘルスカウンセラー	14 名
10月28日(水) 17:30~19:30	事業所 出雲市	メンタルケア研修	ヘルスカウンセラー	14 名
1月21日(木) 17:30~19:30	事業所 安来市	メンタルが整う 「ほめ方」	ヘルスカウンセラー	17 名
2月19日(金) 17:30~19:30	事業所 松江市	ポジティブ思考で こころの健康	ヘルスカウンセラー	22 名
3月19日(金) 17:30~19:30	事業所 松江市	こころの健康で「活力UP」 を目指す	ヘルスカウンセラー	13 名

○ヘルスカウンセラー 委嘱 10名（医師・看護師・産業カウンセラー外）

Ⅲ 事業の概要

1. 雇用管理の改善 <働きやすい職場環境づくりをお手伝いするために>

(1) 雇用管理に関する相談援助

介護労働サービスインストラクター等が、介護事業所を対象に、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行いました。

また、雇用管理の改善等にかかる専門的な相談については、当支部が委嘱した専門家（雇用管理コンサルタントやヘルスカウンセラー）が対応いたしました。

① 職員による相談援助・情報提供（コーディネート事業含む）

○実施状況

訪問・情報提供		雇用管理改善・能力開発についての支援													
訪問事業所数	施設系	訪問系	施設系・訪問系	支援メニューの説明	課題の把握	助成金・訓練実施の情報提供	雇用管理改善に係る支援								
							求人・求職	労働条件	福利厚生	コミュニケーション	職場の助成金	介護サービス	職場環境	その他	
400	357	31	12	360	82	2	453	40	4	0	95	2	88	186	38

② 雇用管理コンサルタントによる相談援助等

○実施状況

区 分	実施回数	相談時間数	事業所数
個別相談援助	10 回	20.0H	7 所

4 介護職場の認知度向上に向けた取組の実施

毎月発行される「広報ますだ」を活用して、事業所の紹介や従業者のやりがい、介護の魅力等を情報発信します。

掲載内容としては、介護サービスを利用されている方・ご家族の方の声、新規採用の従業者の特集や長年介護事業所に勤務されているベテラン従業者の方の特集などを予定しています。

えっとまめな介護だより Vol. 1

益田市には、高齢者の方が住み慣れた地域で、家族や近所の方々と楽しく、いつまでもいきいきと生活できるように様々な介護サービス事業所があります。

介護サービス事業所の情報や介護従業者の想い、利用者の方の声など、介護現場のことをもっと知っていたら、身近に感じてもらえるように今月号からシリーズ化し、毎月のホットな介護ニュースをお届けします。

第8期介護保険事業計画を策定しました

令和3年度から3年間を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定しました。この計画には、地域包括ケアシステムの推進やサービス基盤の整備、介護給付費に要する費用の適正化事業などの取組を掲げています。

また、全国的な介護人材不足の現状に対応するため、新たにアクティブシニア世代の皆様が介護助手として介護現場のお手伝いをしていただく「多様な介護人材確保対策」に取り組みします。詳しい内容につきましては、このシリーズの中で後日お伝えします。

【介護保険料について】

益田市における今後3年間の介護サービス需要、要介護認定者数および第1号被保険者数の伸びを推計し、介護保険料を決定しています。

6月中旬に今年度の介護保険料決定通知書を発送します。



ちえぶくろ4種

市が作成している「ちえぶくろ」は以下のとおり4種類あります。それぞれ掲載内容が異なりますが、とても参考になる情報がたくさん載っています。介護についてちょっと困った時にぜひご確認ください。この情報は高齢者福祉課のホームページに掲載しています。

〈市ホームページ〉所属で探す>高齢者福祉課>益田市ふくしの「ちえぶくろ」



益田市高齢者福祉サービスガイド ちえぶくろ

介護保険サービスを利用する手順、介護サービス事業所の情報を掲載



認知症になっても安心できる ちえぶくろ (認知症ケアパス)

認知症高齢者やその家族を支えるしくみや流れを紹介



高齢者の生活支援のための ちえぶくろ

多職種連携のための「ちえぶくろ」

介護サービス事業所、医療機関等のサービス提供時間や医療処置がある人への対応等を掲載

生活圏域ごとに活用できる社会資源を掲載

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0218 FAX 24-0181

えっとまめな介護だより Vol. 2

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期益田市介護保険事業計画」では、新たに介護人材確保対策を実施することとしています。

中でも、アクティブシニア世代等を中心とした『介護お助け隊』事業を実施しますので、アクティブシニア世代の皆さんのご協力をお願いします。

全国的に介護人材が不足しています

全国的に介護人材の不足が課題となっています。平成30年度に市が実施した「介護労働実態調査（事業者向け）」では、介護人材の過不足について、「大いに不足」が11.5%、「不足」が32.8%、「やや不足」が21.3%という結果であり、約65%の事業者が「介護人材が不足している」と回答しています。

『介護お助け隊』事業を開始！

多様な介護人材の確保対策として、今年度から『介護お助け隊』事業を開始します。介護に興味関心がある方、仕事を退職された方、子育てが一段落された方、元気な高齢者の方などに『介護お助け隊』に登録していただき、介護人材不足の問題を抱える介護事業所で介護の周辺業務に従事していただきます。

介護事業所の業務には、食事介助や入浴介助などの専門的な知識・経験が必要な「介護専門業務」と、部屋の掃除や食事の片付け、利用者の話し相手、レクリエーションの手伝いなどの専門的な知識を必要としない「介護周辺業務」があります。『介護お助け隊』の皆さんには、この「介護周辺業務」に従事していただきます。「元気で働ける間ももっと働きたい！」「働きながら介護のことを学びたい！」という方、ぜひ登録をお願いします。

介護事業所の業務

介護周辺業務	介護専門業務
<p>「介護お助け隊」が担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 部屋の掃除 食事の片付け 利用者の話し相手 レクリエーションの手伝い など 	<p>「介護職員」が担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事の介助、入浴介助などの身体介護 その他専門的な知識・経験を要する業務 など
介護お助け隊	介護事業所の介護職員



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

『介護お助け隊』と介護事業所とのマッチングは、高齢者福祉課が行います。

マッチング後、両者の同意が得られれば介護事業所と実際に雇用手続きを行い、就労がスタートします。

※ 無資格、未経験、短時間勤務（午前のみ、午後のみ、決まった曜日のみ勤務など）でも登録できます。

※ 『介護お助け隊』の登録には、指定様式での申請が必要です。

興味、関心がある方は、高齢者福祉課まで問い合わせください。

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0218 FAX 24-0181